



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B50巻－工業用機械及び製品

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B50 巻－工業用機械及び製品

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B50 巻－工業用機械及び製品

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前に commentletters@ifrs.org までご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の permissions@ifrs.org に連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

工業用機械及び製品

産業に関する記述

「工業用機械及び製品」産業は、建設、農業、エネルギー、電力・ガス・水道、採掘、製造、自動車、及び輸送を含むさまざまな産業のために機器を製造する。製品には、エンジン、土工機械、トラック、トラクター、船舶、工業用ポンプ、機関車及びタービンが含まれる。機械の製造業者は生産のために、鉄鋼、プラスチック、ゴム、塗料、及びガラスを含む大量の原材料を使用する。製造業者はまた、最終組立ての前に機械加工や鋳造を行うことがある。この産業における需要は工業生産と密接につながっているが、政府の排出基準及び顧客からの要請が、製品使用時のエネルギー効率を改善し、大気廃棄物を制限するためのイノベーションを起こしている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリー	測定単位	コード
エネルギー管理	(1)エネルギー総消費量、(2)電力システムからの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合	定量	ギガジュール (GJ)、パーセンテージ (%)	RT-IG-130a.1
使用段階における燃料効率及び排出	中型及び大型フリートに係る売上加重平均車両燃費	定量	千トンマイル当たりのガロン数	RT-IG-410a.1
	ノンロード機器に係る売上加重燃費	定量	時間当たりのガロン数	RT-IG-410a.2
	定置型発電機に係る売上加重燃費	定量	ガロン当たりのワット数	RT-IG-410a.3
	次に係る売上加重排出：(1)窒素酸化物 (NOx) 並びに (2) 粒子状物質 (PM) のうち以下におけるもの(a) 船舶用ディーゼルエンジン、(b) 機関車用ディーゼルエンジン、(c) オンロード中型及び大型エンジン、及び (d) その他のノンロード・ディーゼルエンジン ⁸⁸	定量	キロワット時当たりのグラム数	RT-IG-410a.4

⁸⁸ RT-IG-410a.4に関する注記 – 企業は、フリート燃費並びに排出に係るリスク及び機会を管理するための戦略及びアプローチについて説明しなければならない。

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリ	測定単位	コード
製品カテゴリーごとの生産量 ⁸⁹	定量	数	RT-IG-000.A
従業員数	定量	数	RT-IG-000.B

⁸⁹ RT-IG-000.A に関する注記 – 少なくとも、企業は以下の製品カテゴリーの生産ユニット数を示すべきである：(1) 車両並びに農業及び建設用機器 (2) エンジン及び発電装置 (3) 部品及びコンポーネント

エネルギー管理

トピックサマリー

エネルギーは、工業用機械及び製品の製造において重要な（critical）インプットである。購入した電力は、当産業のエネルギー支出の最も大きな部分を占め、購入した燃料がこれに続く。使用されるエネルギーの種類、消費量及びエネルギー管理戦略は、製造する製品の種類によって異なる。現場で生成する電力の利用、電力系統からの電力の使用及び代替エネルギーの使用を含め、企業のエネルギー・ミックスは、エネルギー供給のコスト及び信頼性（reliability）に影響を与える上で重要な（important）役割を果たし、最終的に企業のコスト構造及び規制リスクに影響を及ぼす可能性がある。

指標

RT-IG-130a.1. (1)エネルギー総消費量、(2)電力系統からの電力の割合、(3)再生可能エネルギーの割合

- 1 企業は、(1)自社が消費したエネルギーの総量をギガジュール（GJ）単位で集計して開示しなければならない。
 - 1.1 エネルギー消費の範囲には、企業の外部の供給源から購入したエネルギー及び企業が自ら生産した（自己生成の）エネルギーを含めた、すべての供給源からのエネルギーを含める。例えば、直接的な燃料の使用、購入した電力、並びに暖房、冷却及び蒸気エネルギーはすべてエネルギー消費の範囲内に含める。
 - 1.2 エネルギー消費の範囲には、報告期間中に企業が直接消費したエネルギーのみを含める。
 - 1.3 企業は、燃料及びバイオ燃料からのエネルギー消費量を計算する際には、直接測定した、又は気候変動に関する政府間パネル（IPCC）、~~米国エネルギー省（DOE）~~、~~又は米国エネルギー情報局（EIA）~~から取得した、総発熱量（GCV）とも呼ばれる高位発熱量（HHV）を使用しなければならない。
- 2 企業は、(2)自社が消費した、電力系統から供給されたエネルギーの割合を開示しなければならない。
 - 2.1 この割合は、購入した電力系統からの電力の消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
- 3 企業は、(3)自社が消費した再生可能エネルギーの割合を開示しなければならない。
 - 3.1 再生可能エネルギーは、地熱、風力、太陽光、水力、バイオマス等、それらの枯渇率以上のペースで補充されるエネルギー源からのエネルギーと定義する。
 - 3.2 この割合は、再生可能エネルギー消費量について、エネルギー総消費量で除して計算しなければならない。
 - 3.3 再生可能エネルギーの範囲には、企業が消費した再生可能燃料、企業が直接生産した再生可能エネルギー、及び企業が購入した再生可能エネルギー（再生可能エネルギー証書（REC）又は原産地保証（GO）を明示的に含む再生可能電力購入契約（PPA）を通じて購入した場合、Green-e エネルギー認証済の電力事業者若しくはサプライヤープログラムを通じて購入した場合、又は、明示的

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

に REC 若しくは GO を含むその他のグリーン電力製品、若しくは Green-e エネルギー認証 REC が電力系統からの電力と組み合わせられた他のグリーン電力製品を通じて購入した場合) を含める。

- 3.3.1 現場で生成した再生可能電力について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持 (retain) し (すなわち売却せず)、取消し (retire) 又は無効化 (cancel) する必要がある。
 - 3.3.2 再生可能 PPA 及びグリーン電力製品について、それが再生可能エネルギーであると企業が主張するためには、企業の名において REC 及び GO を保持 (retain) 又は交換 (replace) し、取消し (retire) 又は無効化 (cancel) する旨を、その契約に明示的に含めて伝える必要がある。
 - 3.3.3 企業の支配又は影響 (influence) の範囲外にある電力系統ミックスの再生可能部分は、再生可能エネルギーの範囲から除外する。
- 3.4 この開示の目的において、水力源及びバイオマス源からの再生可能エネルギーの範囲は、
- ~~3.4.1 水力源からのエネルギー：ローインパクト水力発電協会によって認定されたもの、または州再生可能エネルギー供給義務化基準の対象となるエネルギーに限定されているもの。~~
 - ~~3.4.2 バイオマス源からのエネルギー：第三者の基準（例えば、森林管理協議会、サステナブルな森林イニシアチブ、PEFC 森林認証プログラム、又は米国ツリーファームシステム (ATFS)) で認証された材料、再生可能エネルギー認証のための Green-e フレームワークのバージョン 1.0 (2017 年) 若しくは Green-e 地域基準に従って適格な供給源とみなされる材料、又は適用可能な州の再生可能エネルギー利用割合基準 (RPS) において適格となる材料 (又はこれらの複数のもの) に限定する。~~
- 4 企業は、燃料使用量 (バイオ燃料を含む) の HHV の使用及びキロワット時 (kWh) の GJ への変換 (太陽光又は風力エネルギーからの電力を含むエネルギーデータの場合) 等、この開示で報告するすべてのデータに対して、換算係数を一貫して適用しなければならない。

使用段階における燃料効率及び排出量

トピックサマリー

「工業用機械及び製品」産業の製品の多くは化石燃料を使用しており、使用時に温室効果ガス（GHG）及びその他の排出物を放出する。顧客の燃費改善に対する選好が排出に対処する規制と相まって、当産業におけるエネルギー効率の良い低排出製品に対する需要を増大させている。したがって、これらの特性を備えた製品を開発する企業は、優位に立ってより高い市場シェアを獲得し、規制リスクを削減してブランド価値を高める場合がある。

指標

RT-IG-410a.1. 中型及び大型車両に係る売上加重平均フリート燃費

- 1 企業は、自社の中型及び大型商用車両に係る売上加重平均フリート燃費を開示しなければならない。
 - 1.1 フリート燃費は、企業の中型及び大型商用車両の平均燃費であり、報告期間中のそれぞれの販売台数で重み付けされ、1,000トンマイル当たりのガロン単位で測定したものと定義する。
 - 1.2 ~~開示の範囲には、フリートのうち、重量が 8,500 ポンド以上であり、かつ、米国の重量物（HD）国家プログラムの対象となる車両が含まれる。かかる車両の例として、コンビネーション・トラクター（通称セミトラック又はローリー）、大型大型ピックアップ・トラック及びバン、並びに商用車を含める。~~
 - 1.3 開示の範囲には、フリートのうち、重量が 3.5 メートルトン又は 8,500 ポンド以上の車両を含める。
 - 1.4 規制上の目的においてフリート平均値をモデル年ごとに算出する場合、企業はこれらのパフォーマンス・データを使用しなければならない。
 - 1.5 フリート平均値の算出に関する規制上のガイダンスがない場合、企業は、販売量で重み付けされた、報告期間中に販売された車両の燃費に基づいてパフォーマンスを計算しなければならない。
- 2 企業は、企業の法域における大型車両燃料排出量基準又は規制に従って米国運輸省道路交通安全局（NHTSA）および米国環境保護庁（EPA）によって発行され、規制される、米国の HD 国家プログラムの Fuel Consumption Standards（燃料消費基準）に従って、自社の中型及び大型車両に係る売上加重平均燃費要求を開示しなければならない。
- 3 企業が複数の法域で営業する場合、企業は燃料が再生可能かどうかを決定するために使用する基準又は規制を開示しなければならない。

RT-IG-410a.2. ノンロード機器に係る売上加重燃費

- 1 企業は、自社のノンロード機器及び車両に係る売上加重平均燃費を開示しなければならない。ここで、

- 1.1 燃費は、企業のノンロード機器の平均燃費であり、報告期間中の各ユニットの販売台数で重み付けされ、運転時間当たりの消費燃料のガロン数（時間当たりのガロン数）単位で測定したものと定義する。
 - 1.1.1 1 時間当たりのガロン数を計算するにあたって、企業は、入手可能な限り、モデル定格燃費値を個々の機器に使用するものとする。
 - 1.1.2 モデル定格燃費値が入手可能でない場合、企業は、当該機器について時間当たりのガロン数の運転効率を、平常の合理的な運転条件（例：荷重係数、速度及び環境条件）を想定して計算しなければならない。
- 1.2 ノンロード機器は、掘削機及びその他の建設機器、農業用トラクター及びその他の農業用機器、ヘビー・フォークリフト、空港の地上サービス機器、並びにユーティリティー機器（発電機、ポンプ、圧縮機等）を含むが、これらに限定されない。

RT-IG-410a.3. 定置型発電機に係る売上加重燃費

- 1 企業は、自社の定置型発電機に係る売上加重平均燃費を開示しなければならない。ここで、
 - 1.1 売上加重燃費は、報告期間中に販売された定置型発電機の平均燃費であり、ガロン当たりワット単位で測定する。
- 2 売上加重燃費は、ガロン当たりワット単位的设计燃費の調和平均として算出する。
 - 2.1 調和平均は、各発電機が所与の電力量を発生させるのに必要とする燃料の平均量を表現するものである。
 - 2.2 調和平均は、逆数値の平均値の逆数である。

RT-IG-410a.4. 次に係る売上加重排出：(1) 窒素酸化物（NO_x）並びに(2) 粒子状物質（PM）のうち以下におけるもの(a) 船舶用ディーゼルエンジン、(b) 機関車用ディーゼルエンジン、(c) オンロード中型及び大型エンジン、及び(d) その他のノンロード・ディーゼルエンジン

- 1 企業は、以下に係る売上加重平均排出を開示しなければならない。(1) 窒素酸化物（NO_x）、並びに(2) 以下それぞれの製品カテゴリーにおける粒子状物質（PM）：(a) 船舶用ディーゼルエンジン、(b) 機関車用ディーゼルエンジン、(c) オンロード中型及び大型エンジン、及び(d) その他のノンロード・ディーゼルエンジン。ここで、
 - 1.1 排出量は、各種エンジンに係る(1) NO_x 及び(2) PM の平均排出量であり、報告期間中のそれぞれの販売数で重み付けされ、キロワット時当たりグラム単位で測定したものとして計算する。
 - 1.2 船舶用ディーゼルエンジン、機関車用ディーゼルエンジン、オンロード中型及び大型エンジン、及びその他のノンロード・ディーゼルエンジンは、適用される法域の基準、ガイドライン又は規制に基づいて定義しなければならない。
船舶用ディーゼルエンジンは、U.S. 40 CFR Part 1042、40 CFR Part 94、40 CFR Part 89、又は米国外の同等の法規の範囲内で言及される船舶用ディーゼルエンジンと定義される。
 - 1.3 機関車ディーゼルエンジンは、U.S. 40 CFR Part 1033 または米国外の同等の法規の範囲内で言及される機関車ディーゼルエンジンと定義される。

- 1.4 ~~オンロード大型エンジンは、U.S. 40 CFR Chapter 1 Subchapter C Part 86 又は米国外の同等の法規の範囲内で言及されるオンロード大型エンジンと定義される。~~
- 1.2.1 ~~その他のノンロード・ディーゼルエンジンは、U.S. 40 CFR Part 1039 又は米国外の同等の法規の範囲内で言及されるその他ノンロード・ディーゼルエンジンと定義され、一般的に、その他のノンロード・ディーゼルエンジンは、掘削機及びその他の建設機器、農業用トラクター及びその他の農業用機器、ヘビー・フォークリフト、空港の地上サービス機器、並びにユーティリティー機器（発電機、ポンプ、圧縮機等）を含むが、これらに限定されない。~~
- 1.3 企業は、排出量を計算するために使用した計算方法を記述しなければならない。~~排出量は、U.S. 40 CFR Part 1065 又は米国外の同等の法規に記載されている試験法に従って算出されるものとする。~~
- 1.4 企業は、いずれかの製品が主に援用した船舶用ディーゼルエンジンに関する米国の ~~40 CFR Part 1042、40 CFR Part 94、及び 40 CFR Part 89、機関車ディーゼルエンジンに関する 40 CFR Part 1033、大型オンロードエンジンに関する 40 CFR Part 86 Subpart A、その他ノンロード・ディーゼルエンジンに関する 40 CFR Part 1039、又は米国外の同等の法規に定められた現行の排出基準法域において設定された基準又は規制を満たさないかどうかを開示する場合がある。~~
- 2 企業は、自社の製品に影響を及ぼす可能性がある将来の当該法域における米国の連邦レベル及び州レベルの、又は米国外の同等の排出基準に向けた自社の進捗及び準備について説明する場合がある。

RT-IG-410a.4 に関する注記

- 1 企業は、フリート燃費並びに排出に係るリスク及び機会を管理するための戦略及びアプローチについて説明しなければならない。
- 2 説明するアプローチ及び戦略の関連する側面には、既存の製品及び技術の改善、新しい技術の導入、先進技術に関する研究開発の取組み（efforts）、並びに同業他社、学術機関又は顧客（政府機関の顧客を含む）（又はこれらの複数のもの）との連携を含む。